

## 信州医学雑誌への投稿医学論文および研究会抄録等における 患者プライバシー保護に関する指針

医学・生物学に関する研究や症例報告は医学・医療の進歩に貢献し、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしています。しかし、その結果の公表に際し、患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務であり、信州医学雑誌掲載論文においてもプライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう留意しなければなりません。信州医学会では以下のような指針を定めました。論文投稿の際には、ここに掲げた指針を遵守されるようお願い申し上げます。

- 1) 患者個人の特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載することを可とする。(長野県、松本市など)
- 3) 日付は、臨床経過を把握する上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。日時を削除する。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からぬよう眼球のみの拡大写真とする。
- 7) 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
- 8) 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（または遺族か代理人、小児では保護者）から得るか、編集委員会の承認を得る。
- 9) 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省及び経済産業省) (平成 13 年 3 月 29 日) による規定を遵守する。